

# **介護支援専門員(ケアマネジャー)受験対策講座**

## **■介護支援専門員（ケアマネジャー）のお仕事とは**

ケアマネジャーとは、介護や支援を必要とする人が介護保険制度を利用して自立した生活を送れるようサポートする仕事です。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険法に基づき、要介護者からの相談に応じ、要介護者などが、その心身の状況などに応じて、適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、居宅サービス事業者などとの連絡調整を行います。

ケアマネジャーは、介護保険制度のプロというだけでなく、ご利用者様一人ひとりとの関わりやサービス担当者との連携を行う仕事は、あらゆる介護職からのキャリアアップとしても人気の高い職種です。

### **●主な職場一覧**

#### ○居宅介護支援事業所

社会福祉法人、医療法人、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション など

#### ○介護保険施設

特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設 など

### **●主な業務**

- ・要介護認定に関する業務
- ・介護支援サービスに関する業務
- ・給付管理に関する業務 等

## **■介護支援専門員（ケアマネジャー）試験とは**

ケアマネジャー（介護支援専門員）になるためには、介護支援専門員実務研修受講試験に合格することが必要です。介護支援専門員は、国家資格ではなく公的資格であり、試験は各都道府県が管轄、実施しています。

ケアマネジャーの試験は、毎年1回、例年10月の日曜日に開催されています。試験は居住する都道府県受験となります。

無事に試験に合格しても、すぐにケアマネジャーになれる訳ではありません。合格後、「介護支援専門員実務研修」（87時間の研修）の受講を全日程出席して、修了することが必要です。

その後、各都道府県に登録申請を出し、受理されると都道府県の知事が発行する介護支援専門員証が交付され、晴れてケアマネジャーとしての資格を取得することができます。

## 2018年以降のケアマネジャー試験の受験資格はこう変わります。

### 【2018年以降の受験資格】

資格など	業務・期間
医師・歯科医師・薬剤師・助産師・看護師・准看護師・保健士・介護福祉士・社会福祉士・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・義肢装具士・歯科衛生士・言語聴覚士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師・栄養士（管理栄養士を含む）・精神保健福祉士	保健・医療・福祉に関する資格に関わる実務に5年（900日）以上従事
生活相談員 支援相談員 相談支援専門員 主任相談支援員	相談援助業務を特定の福祉施設・介護施設・障害者施設などで5年（900日）以上従事

詳しくは各地域のケアマネジャー試験実施団体にお問い合わせください。  
社会福祉振興・試験センターホームページへ

#### ①国家資格を持っている人の受験資格

受験資格となる国家資格（法定資格）を持った上で「資格に基づく業務」に5年（900日）以上従事していることが受験資格となります。5年以上従事しても日数が900日未満の場合は受験資格とはなりません。

なお、国家資格を持っている人の受験資格は法改定前後で変更はありません。

#### ②相談援助業務をしている人の受験資格

受験資格対象となる相談援助業務に5年（900日）以上従事していることが受験資格となります。5年以上従事しても日数が900日未満の場合は受験資格とはなりません。

受験資格対象となる相談援助業務においては2018年以降、業務内容の規定が変わります。

これまではさまざまな施設や団体で業務していた人に、ケアマネジャー受験資格として門戸が開かれていました。しかし2018年ケアマネジャー試験からは生活相談員・支援相談員・相談支援専門員・主任相談支援員の業務のみが対象となります。

※2018年のケアマネジャー試験から介護等業務での実務経験が受験資格から除外されます。

## 【実務経験の証明をするには】

ケアマネジャーの試験を受けるには、通算5年（900日）以上の実務経験が必要です。この実務経験を証明するためには、試験出願をする際に「実務経験証明書」を添付します。勤務中の、もしくは以前に勤務していた事業所や施設に証明書の発行を依頼してください。

- ・実務経験証明書における注意点
  1. 従事者名や事業所の運営主体、所在地、従業期間などが記載された、自治体の指定した様式であること
  2. 証明権限を有する人（法人代表者、施設長・事業所長など）が記入したものであること
  3. 受験者本人が記入した実務経験証明書は、自宅での開業などの特殊な例を除けば無効
  4. 複数の事業所での勤務経験がある場合、そのすべての事業所での「実務経験証明書」が必要

過去に勤務していた事業所などの場合、証明書の発行手続きには時間がかかる場合もあります。出願時に慌てて準備をするのではなく、早めに「実務経験証明書」の準備にとりかかっておいてください。

なお、事業所や施設が統合・廃業した場合、その運営をしていた法人が継続しているならば、その法人に証明書発行は依頼できます。また、法人が継続していない場合、当時の責任者、相続人、破産管財人などに実務経験証明書を作成してもらい、当時の事務所の存在や証明者を確認できる書類（登記簿謄本など）を合わせて提出することで、実務経験として認められます。

## 【受験申込からケアマネジャーの資格を取得するまで】

6～7月	10月	11～12月	翌年	
出願と資格審査	筆記試験	合格発表	実務研修	登録手続き

### 6～7月 出願と資格審査

受験要項（「試験案内」）は例年6月上旬頃から配布され、約1カ月間、受験の申し込みができます。実務経験証明書等の必要書類を用意し、出願します。この添付書類による資格審査が行われ、審査条件を満たした場合には試験を受けることができます。

※当学院受講生は「試験案内」を学院にて取り寄せいたしますので、準備していただく必要はございません。

### 10月 筆記試験

2022年度は10月9日(日)に実施されました。

### 11～12月 合格発表

例年、試験の約2カ月後に合格発表が行われます。

### 翌年 実務研修

実務研修時間は87時間です。研修日程などは地域によって異なります。

### 実務研修終了後 登録手続き

「介護支援専門員証」が交付されます。晴れて「ケアマネジャー」の資格取得です。